

○野洲市子育て支援会議条例

平成25年 6 月28日

条例第25号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、野洲市子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、児童福祉法第8条第3項に規定する事務及び子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子育て支援に係る当事者
- (3) 子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 子育て支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(報酬の額等)

第6条 委員の報酬の額、支給方法等は、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年野洲市条例第48号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 野洲市子育て支援会議条例（平成25年条例第25号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、野洲市子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 子育て支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子育て支援会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、条例第5条第1項の特別委員は、前2項の委員に含むものとする。

(部会)

第4条 子育て支援会議は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 子育て支援会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が子育て支援会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。